



JASDAQ

平成18年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社インフォメーション・デベロップメント
代表取締役社長 船越 真樹
(JASDAQ・コード4709)
問 合 せ 先 社 長 松浦 秀明
(TEL 03-3264-3571)

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第38回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、また、社外取締役として適任者を招聘、登用し、その期待される役割を十分に発揮できるように、それぞれ会社法第426条第1項および会社法第427条第1項の規定に基づき、変更案第29条（取締役の責任免除）および第37条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、変更案第29条の規定新設につきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）ならびに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）および会社計算規則（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更を行うものであります。
 - ① 当社の定款には取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされることとなったため、変更案第4条（機関）を新設するとともに、会計監査人の章（第6章会計監査人）を新設するものであります。
 - ② 当社の定款には株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされることとなったため、変更案第7条（株券の発行）を新設するものであります。
 - ③ 単元未満株式についての権利は単元株式と比して相当の範囲内に制限すべきものであることから、変更案第10条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
 - ④ 現行定款の名義書換代理人は株主名簿管理人と名称変更され、当社の定款にはこれを置く旨の定めがあるとみなされるとともに、新たに新株予約権原簿に関する事務を

委託することとなるため、変更案第12条（株主名簿管理人）により所要の変更を行うものであります。

- ⑤ 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- ⑥ 株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の数を定めるため、変更案第19条（議決権の代理行使）により所要の変更を行うものであります。
- ⑦ 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第26条（取締役会決議の省略）を新設するものであります。
- ⑧ 会社法により責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定変更案第37条（監査役の実任免除）を新設するものであります。
- ⑨ 会社法により責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定変更案第40条（会計監査人の責任免除）を新設するとともに、選任、任期に関する規定を新設するものであります。
- ⑩ 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正、ならびに条数の移動・整理など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日（木）
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日（木）

以 上

別 紙

(変更箇所は下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、株式会社インフォメーション・ディベロプメントと称し、英文では INFORMATION DEVELOPMENT CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電子計算機用インプットデータの作成、教育及び技術者の派遣 2. コンピュータの運用、管理及び情報システムの設計、開発、保守 3. 2号の事業に関する教育、コンサルティング及び技術者の派遣 4. コンピュータを利用する計算作業等及びこれに関連する調査、資料の収集、作成、配送 5. コンピュータ、その周辺機器及びこれらに関連する消耗品の販売 6. 不動産の売買、賃貸借、仲介、及び不動産管理業 7. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保険法に基づく保険代理業並びに生命保険の募集 8. 総合リース業 9. 前各号に関連する一切の事業 <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>2,400万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,400万株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1) 単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社の<u>1単元の株式数は100株とする。</u></p> <p>(2) 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p><u>(株式取扱規則)</u></p> <p><u>第8条</u> 当社の株式の名義書換、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、<u>株券の再発行、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する手続き及びその手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>(2) <u>当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>(3) <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</u></p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社の<u>単元株式数は100株とする。</u></p> <p>(2) 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>【変更案第13条に移動】</p> <p>【変更案第12条に移動】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>(2) 前項のほか、必要ある場合には、取締役会の決議により、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第11条</u> 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>(2) 取締役社長に事故あるときは予め取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p>(新設)</p> <p>(議決の方法)</p> <p>第14条 当社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(2) 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 当社の株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>(2) 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条</p> <p>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</p> <p>(2) 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 当社の取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 補欠又は増員として就任した取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(2) 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつて行なう。</p> <p>(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 <u>当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>(2) <u>当社は、取締役会の決議により取締役社長1名を選任するほか、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第20条 <u>当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>(2) <u>取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>(招集通知)</p> <p>第21条 <u>当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに送するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(2) <u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第22条 <u>当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(2) <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>(2) <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して送する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(2) <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会決議の省略)</p> <p>第26条 <u>当社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規則)</p> <p>第23条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第24条 当社の取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p>第25条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第26条</p> <p>監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第27条 当社の監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(2) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第28条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(招集通知)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(2) <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 <u>監査役は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>(2) <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(2) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(2) <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第30条 <u>当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第31条 <u>当社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第32条 <u>当社の監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第36条 <u>監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(2) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">(選任および任期)</p> <p>第38条 <u>会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>(2) <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(3) <u>前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新設)	<p style="text-align: center;">(報酬)</p> <p>第39条 <u>会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
(新設)	<p style="text-align: center;">(会計監査人の責任免除)</p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第34条 当社の利益配当金は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払うものとする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 当社の利益配当金及び中間配当金は、<u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年とする。</u></p> <p>(期末配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を<u>基準日とし、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第44条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(2) <u>前項の金銭には利息を付けない。</u></p>